

福岡県公報

平成31年3月8日
第4074号

目次

告示 (第137号 - 第163号)

○道路の区域の変更	(道路維持課)	1
○県営住宅の名称及び位置	(県営住宅課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	6
○道路の供用の開始	(道路維持課)	6
○道路の供用の開始	(道路維持課)	6
○救急病院の認定	(医療指導課)	6
○救急病院でなくなった病院	(医療指導課)	7
○道路の区域の変更	(道路維持課)	7
○道路の供用の開始	(道路維持課)	7
○道路の区域の変更	(道路維持課)	7
○道路の供用の開始	(道路維持課)	8
○道路の区域の変更	(道路維持課)	8
○道路の供用の開始	(道路維持課)	8
○土砂災害警戒区域の指定	(砂防課)	9
○土砂災害警戒区域の指定	(砂防課)	9
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課)	9
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	9
○道路の供用の開始	(道路維持課)	10
○道路の供用の開始	(道路維持課)	10
○道路の区域の変更	(道路維持課)	10
○道路の区域の変更	(道路維持課)	10

○道路の区域の変更	(道路維持課)	11
○道路の区域の変更	(道路維持課)	11
○道路の区域の変更	(道路維持課)	11
○道路の供用の開始	(道路維持課)	11
○道路の区域の変更	(道路維持課)	12
○道路の供用の開始	(道路維持課)	12

公 告

○介護医療院の許可	(介護保険課)	12
○意見募集の結果の公示	(自然環境課)	12
○土地改良区の合併の認可	(農村森林整備課)	13
○土地改良区の役員の退任	(農村森林整備課)	13
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	13
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	13
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	13
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	14
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	14
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	14
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	14
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	15

選挙管理委員会

○政治団体の平成27年分収支報告書の要旨、平成28年分収支報告書の要旨及び平成29年分収支報告書の要旨の一部訂正	(市町村支援課)	15
--	----------	----

雑 報

○公営住宅等の管理の代行	(県営住宅課)	17
--------------	---------	----

正 誤

○道路の区域の変更 (平成31年2月福岡県告示第122号) 中正誤		18
-----------------------------------	--	----

告 示

福岡県告示第137号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年3月8日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
北九州	県道	岡垣線	前	遠賀郡岡垣町海老津二丁目1155番2先から 遠賀郡岡垣町海老津二丁目165番1先まで	11.0 ～ 41.2	152.4
			後	遠賀郡岡垣町海老津二丁目1155番2先から 遠賀郡岡垣町海老津二丁目165番1先まで	11.0 ～ 41.2	

福岡県告示第138号

福岡県営住宅条例（平成9年福岡県条例第69号）第3条第2項の規定により次のように県営住宅の名称及び位置を定めたので、公示する。

県営住宅の名称及び位置（平成30年2月福岡県告示第83号）は、平成31年3月7日限り廃止する。

平成31年3月8日

福岡県知事 小川 洋

名称	位置
福岡県営田ノ浦住宅	北九州市門司区
福岡県営新開住宅	北九州市門司区
福岡県営大里住宅	北九州市門司区
福岡県営藤ノ木住宅	北九州市若松区
福岡県営二島住宅	北九州市若松区
福岡県営高須住宅	北九州市若松区

福岡県営久岐の浜住宅	北九州市若松区
福岡県営桜ヶ丘住宅	北九州市戸畑区
福岡県営椎ノ木谷住宅	北九州市戸畑区
福岡県営高峰住宅	北九州市戸畑区
福岡県営新池住宅	北九州市戸畑区
福岡県営高坊住宅	北九州市小倉北区
福岡県営足原住宅	北九州市小倉北区
福岡県営延命寺住宅	北九州市小倉北区
福岡県営吉田住宅	北九州市小倉南区
福岡県営日豊住宅	北九州市小倉南区
福岡県営枝光住宅	北九州市八幡東区
福岡県営春ノ町住宅	北九州市八幡東区
福岡県営南八千代住宅	北九州市八幡西区
福岡県営大原住宅	北九州市八幡西区
福岡県営水三番住宅	北九州市八幡西区
福岡県営本城住宅	北九州市八幡西区
福岡県営折尾東住宅	北九州市八幡西区
福岡県営浅川住宅	北九州市八幡西区
福岡県営本城西住宅	北九州市八幡西区
福岡県営御幸町住宅	福岡市東区
福岡県営浜男住宅	福岡市東区
福岡県営松崎住宅	福岡市東区
福岡県営浜松住宅	福岡市東区
福岡県営城浜住宅	福岡市東区
福岡県営西戸崎住宅	福岡市東区
福岡県営香椎浜住宅	福岡市東区
福岡県営高須磨住宅	福岡市東区
福岡県営東箱崎住宅	福岡市東区
福岡県営東領住宅	福岡市博多区

福岡県営東領第二住宅	福岡市博多区
福岡県営上牟田住宅	福岡市博多区
福岡県営月隈住宅	福岡市博多区
福岡県営板付住宅	福岡市博多区
福岡県営千代住宅	福岡市博多区
福岡県営鳥飼住宅	福岡市中央区
福岡県営旭ヶ丘住宅	福岡市南区
福岡県営老司住宅	福岡市南区
福岡県営老岐住宅	福岡市西区
福岡県営玄界小浜住宅	福岡市西区
福岡県営内野住宅	福岡市早良区
福岡県営天領住宅	大牟田市
福岡県営龍湖瀬住宅	大牟田市
福岡県営新町住宅	大牟田市
福岡県営平ノ下住宅	大牟田市
福岡県営久福木住宅	大牟田市
福岡県営辻の前住宅	大牟田市
福岡県営開田住宅	大牟田市
福岡県営高泉住宅	大牟田市
福岡県営黒崎住宅	大牟田市
福岡県営小浜住宅	大牟田市
福岡県営小浜第二住宅	大牟田市
福岡県営平野山住宅	大牟田市
福岡県営牟田山住宅	久留米市
福岡県営西町住宅	久留米市
福岡県営合川住宅	久留米市
福岡県営南町住宅	久留米市
福岡県営花園住宅	久留米市
福岡県営津福住宅	久留米市

福岡県営高良内住宅	久留米市
福岡県営与田住宅	久留米市
福岡県営梅林住宅	久留米市
福岡県営田主丸住宅	久留米市
福岡県営宮の陣住宅	久留米市
福岡県営津福今町住宅	久留米市
福岡県営東合川住宅	久留米市
福岡県営大善寺住宅	久留米市
福岡県営小森野住宅	久留米市
福岡県営城島住宅	久留米市
福岡県営林光寺住宅	直方市
福岡県営頓野住宅	直方市
福岡県営鯉田住宅	飯塚市
福岡県営清水谷住宅	飯塚市
福岡県営相田住宅	飯塚市
福岡県営天道住宅	飯塚市
福岡県営彼岸原住宅	飯塚市
福岡県営有安住宅	飯塚市
福岡県営有安第二住宅	飯塚市
福岡県営立住宅	飯塚市
福岡県営頼田中央住宅	飯塚市
福岡県営愛宕住宅	飯塚市
福岡県営明星寺住宅	飯塚市
福岡県営花瀬住宅	飯塚市
福岡県営伊田原住宅	田川市
福岡県営夏吉住宅	田川市
福岡県営小松原住宅	田川市
福岡県営大浦住宅	田川市
福岡県営田川中央住宅	田川市

福岡県営あさひ台住宅	田川市
福岡県営城山住宅	田川市
福岡県営佃住宅	柳川市
福岡県営蒲池住宅	柳川市
福岡県営矢留住宅	柳川市
福岡県営南馬場住宅	八女市
福岡県営宅間田住宅	八女市
福岡県営花宗橋住宅	八女市
福岡県営山崎住宅	八女市
福岡県営兼松住宅	八女市
福岡県営ゆいのもり住宅	八女市
福岡県営久富住宅	筑後市
福岡県営長浜住宅	筑後市
福岡県営赤坂住宅	筑後市
福岡県営高銭野住宅	筑後市
福岡県営大坪住宅	大川市
福岡県営小保住宅	大川市
福岡県営行事住宅	行橋市
福岡県営大橋住宅	行橋市
福岡県営中津熊住宅	行橋市
福岡県営金屋住宅	行橋市
福岡県営新地住宅	行橋市
福岡県営豊住宅	行橋市
福岡県営青豊住宅	豊前市
福岡県営宇島住宅	豊前市
福岡県営三毛門住宅	豊前市
福岡県営松ヶ岡住宅	中間市
福岡県営池田住宅	中間市
福岡県営中鶴住宅	中間市

福岡県営あさざり住宅	中間市
福岡県営大根土住宅	中間市
福岡県営開住宅	小郡市
福岡県営寺福童住宅	小郡市
福岡県営若山住宅	小郡市
福岡県営塔ノ原住宅	筑紫野市
福岡県営宝満荘住宅	筑紫野市
福岡県営二日市住宅	筑紫野市
福岡県営日の出町住宅	春日市
福岡県営竹ノ本住宅	春日市
福岡県営山田住宅	大野城市
福岡県営月の浦住宅	大野城市
福岡県営東郷住宅	宗像市
福岡県営鐘崎住宅	宗像市
福岡県営大島住宅	宗像市
福岡県営神湊住宅	宗像市
福岡県営深浜住宅	宗像市
福岡県営東浜山住宅	古賀市
福岡県営さや住宅	古賀市
福岡県営福岡住宅	福津市
福岡県営東福岡住宅	福津市
福岡県営一ノ瀬住宅	うきは市
福岡県営うきは住宅	うきは市
福岡県営蓮町住宅	うきは市
福岡県営長井鶴住宅	宮若市
福岡県営金丸住宅	宮若市
福岡県営宮田住宅	宮若市
福岡県営ゆうひが丘住宅	嘉麻市
福岡県営山野住宅	嘉麻市

福岡県営鴨生住宅	嘉麻市
福岡県営漆生住宅	嘉麻市
福岡県営北斗台住宅	嘉麻市
福岡県営鴨生藤見台住宅	嘉麻市
福岡県営山野東住宅	嘉麻市
福岡県営又原住宅	朝倉市
福岡県営頓田住宅	朝倉市
福岡県営鳩胸住宅	朝倉市
福岡県営比良松住宅	朝倉市
福岡県営恵比須住宅	朝倉市
福岡県営下小川住宅	みやま市
福岡県営渡瀬住宅	みやま市
福岡県営前原住宅	糸島市
福岡県営有田住宅	糸島市
福岡県営飛嶽住宅	糟屋郡宇美町
福岡県営坂瀬住宅	糟屋郡志免町
福岡県営志免松ヶ丘住宅	糟屋郡志免町
福岡県営川子住宅	糟屋郡須恵町
福岡県営芦屋住宅	遠賀郡芦屋町
福岡県営大君住宅	遠賀郡芦屋町
福岡県営頃末住宅	遠賀郡水巻町
福岡県営古賀住宅	遠賀郡水巻町
福岡県営おかの台住宅	遠賀郡水巻町
福岡県営三吉住宅	遠賀郡岡垣町
福岡県営遠賀住宅	遠賀郡遠賀町
福岡県営勝野住宅	鞍手郡小竹町
福岡県営八尋住宅	鞍手郡鞍手町
福岡県営倉坂住宅	鞍手郡鞍手町
福岡県営土師住宅	嘉穂郡桂川町

福岡県営貴船住宅	嘉穂郡桂川町
福岡県営泉ヶ丘住宅	嘉穂郡桂川町
福岡県営下高場住宅	朝倉郡筑前町
福岡県営菊池住宅	三井郡大刀洗町
福岡県営大木住宅	三潞郡大木町
福岡県営須川住宅	田川郡香春町
福岡県営峰地住宅	田川郡添田町
福岡県営宮床住宅	田川郡糸田町
福岡県営丸山住宅	田川郡川崎町
福岡県営池尻住宅	田川郡川崎町
福岡県営西川崎住宅	田川郡川崎町
福岡県営西本町住宅	田川郡川崎町
福岡県営東洋住宅	田川郡川崎町
福岡県営田原住宅	田川郡川崎町
福岡県営五ヶ辻住宅	田川郡赤村
福岡県営赤池住宅	田川郡福智町
福岡県営板屋住宅	田川郡福智町
福岡県営金田住宅	田川郡福智町
福岡県営方城住宅	田川郡福智町
福岡県営尾倉住宅	京都郡苅田町
福岡県営幸町住宅	京都郡苅田町
福岡県営向山住宅	京都郡苅田町
福岡県営小長田住宅	京都郡みやこ町
福岡県営徳永住宅	京都郡みやこ町
福岡県営今里住宅	京都郡みやこ町
福岡県営のぞみヶ丘住宅	京都郡みやこ町
福岡県営小犬丸住宅	築上郡吉富町
福岡県営下唐原住宅	築上郡上毛町
福岡県営椎田住宅	築上郡築上町

福岡県営築城住宅	築上郡築上町
福岡県営中ノ原住宅	築上郡築上町

福岡県告示第139号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年3月8日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県道	古賀線	前	久留米市三潞町西牟田6390番6先から 久留米市三潞町西牟田6312番10先まで	10.4 ～ 25.0	514.0
			後	久留米市三潞町西牟田6390番6先から 久留米市三潞町西牟田6318番1先まで	12.0 ～ 27.6	514.0

福岡県告示第140号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成31年3月8日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年3月8日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間

久留米	宮本線 荒木	久留米市荒木町荒木1649番7先から 久留米市荒木町荒木1646番5先まで
-----	-----------	--

福岡県告示第141号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成31年3月8日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年3月8日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	浮羽線 草野 久留米	久留米市田主丸町竹野243番8先から 久留米市田主丸町竹野189番4先まで

福岡県告示第142号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院を次のように認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成31年3月8日

福岡県知事 小川 洋

病院の名称	所在地	有効期間
北九州市立八幡病院	北九州市八幡東区尾倉2-6-2	平成30年12月22日から 平成33年12月21日まで
福岡県済生会飯塚嘉穂病院	飯塚市太郎丸265	平成31年3月1日から 平成34年2月28日まで
医療法人一寿会西尾病院	直方市津田町9-38	
柳病院	八女市吉田2-1	
米の山病院	大牟田市大字歴木4-10	
医療法人鷹ノ羽会村上外科病院	田川市魚町12-5	

福岡大学病院	福岡市城南区七隈7-45-1	平成31年4月1日から 平成34年3月31日まで
国家公務員共済組合連合会新小倉病院	北九州市小倉北区金田1-3-1	
公益財団法人小倉医療協会三萩野病院	北九州市小倉北区三萩野1-12-18	
産業医科大学病院	北九州市八幡西区医生ヶ丘1-1	
医療法人貝塚病院	福岡市東区箱崎7-7-27	
片井整形外科・内科病院	糟屋郡粕屋町大字大隈132-1	
大牟田市立病院	大牟田市宝坂町2-19-1	
福岡市民病院	福岡市博多区吉塚本町13-1	

福岡県告示第143号

次に掲げる病院は、平成30年12月21日付けで、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院でなくなったので、同令第2条第2項の規定により告示する。

平成31年3月8日

福岡県知事 小川 洋

病 院 の 名 称	所 在 地
北九州市立八幡病院	北九州市八幡東区西本町4-18-1

福岡県告示第144号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年3月8日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
八 女	県道	八 女 瀬 高 線	前	筑後市大字津島1461番先から みやま市瀬高町本郷1706番3先まで	14.6 ～ 42.0	2,403.7
			前	筑後市大字津島1461番先から みやま市瀬高町本郷1706番3先まで	7.0 ～ 35.0	2,782.5
			後	筑後市大字津島1461番先から みやま市瀬高町本郷1706番3先まで	14.6 ～ 42.0	2,403.7
			後	筑後市大字津島1461番先から みやま市瀬高町本郷1706番3先まで	7.0 ～ 35.0	2,782.5

福岡県告示第145号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成31年3月9日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年3月8日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
八 女	八 女 瀬 高 線	筑後市大字津島1461番先から 筑後市大字常用1233番1先まで

福岡県告示第146号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域

を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年3月8日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県道	藤山 国分線 一丁田	前	久留米市高良内町4590番1先から 久留米市高良内町2902番12先まで	4.9 ～ 17.9	842.0
			前	久留米市高良内町4590番1先から 久留米市高良内町2902番5先まで	12.1 ～ 35.2	882.0
			後	久留米市高良内町4591番1先から 久留米市高良内町2902番12先まで	4.9 ～ 19.0	858.0
			後	久留米市高良内町4591番1先から 久留米市高良内町2902番12先まで	14.7 ～ 33.1	894.0

福岡県告示第147号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成31年3月10日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年3月8日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間

久留米	藤山 国分線 一丁田	久留米市高良内町4591番1先から 久留米市高良内町2902番12先まで

福岡県告示第148号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年3月8日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
飯塚	県道	大日寺 潤野線 飯塚	前	飯塚市大日寺235番6先から 飯塚市潤野737番1先まで	11.5 ～ 30.5	214.1
			後	飯塚市大日寺235番6先から 飯塚市潤野737番1先まで	11.5 ～ 30.5	214.1

福岡県告示第149号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成31年3月8日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年3月8日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間

飯塚	大日寺 潤野線 飯塚	飯塚市大日寺235番6先から 飯塚市潤野737番1先まで
----	------------------	---------------------------------

福岡県告示第150号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成31年3月8日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
柳原-1	八女市星野村（別紙図面1に示す区域のとおり）	地滑り

備考 別紙図面1は省略し、その図面を八女市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第151号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成31年3月8日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
猪野(b)	糟屋郡久山町大字猪野（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
神の前	糟屋郡久山町大字猪野（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1及び2は省略し、その図面を久山町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第152号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成31年3月8日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
猪野(b)	糟屋郡久山町大字猪野（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり
神の前	糟屋郡久山町大字猪野（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面2に記載する表のとおり

備考 別紙図面1及び2は省略し、その図面を久山町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第153号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成31年3月8日

福岡県知事 小川 洋

- 保安林予定森林の所在場所
宮若市縁山畑字縁山口251の1、260の1、261
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字縁山口251の1・260の1・261（以上3筆について次の図に示す部分に限る。

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び宮若市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第154号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成31年3月8日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成31年3月8日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
京 築	木井馬場 犀 川 線 停 車 場	京都郡みやこ町犀川木井馬場1528番1先から 京都郡みやこ町犀川木井馬場1530番1先まで

福岡県告示第155号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成31年3月8日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成31年3月8日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
朝 倉	211号	朝倉郡東峰村大字小石原鼓323番1先から 朝倉郡東峰村大字小石原鼓327番1先まで

福岡県告示第156号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成31年3月8日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝 倉	県道	八 女 香 春 線	前	朝倉郡東峰村大字宝珠山 5143番3先から 朝倉郡東峰村大字宝珠山 5142番先まで	3.9 ～ 4.9	17.0
			後	朝倉郡東峰村大字宝珠山 5143番3先から 朝倉郡東峰村大字宝珠山 5142番先まで	3.9 ～ 8.1	

福岡県告示第157号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成31年3月8日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝 倉	県道	八 香 女 春 線	前	朝倉郡東峰村大字宝珠山 5134番先から 朝倉郡東峰村大字宝珠山 5132番3先まで	4.8 ～ 6.0	18.6
			後	朝倉郡東峰村大字宝珠山 5134番先から 朝倉郡東峰村大字宝珠山 5132番3先まで	7.4 ～ 9.1	

福岡県告示第158号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年3月8日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝 倉	県道	八 香 女 春 線	前	朝倉郡東峰村大字宝珠山 5420番先から 朝倉郡東峰村大字宝珠山 5416番先まで	5.7 ～ 8.0	28.0
			後	朝倉郡東峰村大字宝珠山 5420番先から 朝倉郡東峰村大字宝珠山 5416番先まで	5.7 ～ 11.0	

福岡県告示第159号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

平成31年3月8日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝 倉	県道	八 香 女 春 線	前	朝倉郡東峰村大字宝珠山 5418番先から 朝倉郡東峰村大字宝珠山 5371番3先まで	3.5 ～ 6.0	34.0
			後	朝倉郡東峰村大字宝珠山 5418番先から 朝倉郡東峰村大字宝珠山 5371番3先まで	5.4 ～ 7.8	

福岡県告示第160号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年3月8日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝 倉	県道	殖 木 入 地 線 甘 木	前	朝倉市長湊565番1先から 朝倉市長湊581番1先まで	5.0 ～ 10.4	120.0
			後	朝倉市長湊565番1先から 朝倉市長湊581番1先まで	4.4 ～ 10.4	

福岡県告示第161号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成31年3月8日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年3月8日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	殖木 入地線 甘木	朝倉市長湊565番1先から 朝倉市長湊573番1先まで

福岡県告示第162号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年3月8日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
飯塚	県道	下山田 碓井線	前	嘉麻市下山田834番3先から 嘉麻市牛隈1672番1先まで	6.2 ～ 53.5	1,205.0
			前	嘉麻市下山田834番3先から 嘉麻市牛隈1672番1先まで	14.4 ～ 53.5	1,200.0
			後	嘉麻市下山田834番3先から 嘉麻市牛隈1672番1先まで	14.4 ～ 53.5	1,200.0

福岡県告示第163号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成31年3月8日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年3月8日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
飯塚	下山田 碓井線	嘉麻市下山田834番3先から 嘉麻市牛隈1672番1先まで

公 告

公告

介護保険法（平成9年法律第123号）第107条第1項の規定に基づき、介護医療院の開設を許可したので、同法第114条の7第1号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の2の3の規定により次のように公示する。

平成31年3月8日

福岡県知事 小川 洋

サービスの種類	介護保険事業所番号	施設の名称及び所在地	開設者の名称又は氏名	許可年月日
介護医療院	40B4500011	東福岡病院介護医療院 福津市津丸1164番地の3	医療法人社団宗正会	平成31年 3月1日

公告

福岡県環境保全に関する条例に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準及び標準処理期間の一部改正案について、平成31年1月18日から平成31年2月18日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、原案のとおり平成31年2月25日に改正しました。

平成31年3月8日

福岡県知事 小川 洋

問合せ先

環境部自然環境課環境影響審査係

電話：092-643-3368

メールアドレス：shizen@pref.fukuoka.lg.jp

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第72条第2項の規定に基づき、山門郡三橋・瀬高土地改良区と三橋南部土地改良区の合併を平成31年3月1日認可したので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成31年3月8日

福岡県知事 小川 洋

- 三橋上庄土地改良区は、合併により設立する。
- 山門郡三橋・瀬高土地改良区及び三橋南部土地改良区は、合併により解散する。

公告

城井郷土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成31年3月8日

福岡県知事 小川 洋

退任理事

氏名	住所
中山 光則	北九州市小倉南区田原新町一丁目2番34-206号

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局福岡国道事務所長から次のように公共測量を実施する旨

の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成31年3月8日

福岡県知事 小川 洋

- 測量の種類
基準点測量
- 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
うきは市浮羽町（国道210号）	平成31年2月18日から 平成31年3月15日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、筑紫野市東町土地区画整理組合から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成31年3月8日

福岡県知事 小川 洋

- 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
筑紫野市二日市南四丁目	平成31年2月25日から 平成31年3月8日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局山国川河川事務所長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成31年3月8日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（2級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
山国川（国土交通省直轄区間）	平成31年2月25日から 平成31年3月29日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により国土交通省九州地方整備局遠賀川河川事務所長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成31年3月8日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（2級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
田川郡添田町（彦山川左岸野田地区・久木地区）	平成31年2月15日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成31年3月8日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（3級基準点）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市門司区白野江ほか	平成31年2月14日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成31年3月8日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
福津市福岡南一丁目439番4及び439番10から439番16まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
宗像市赤間駅前一丁目7番1号
株式会社高山不動産
代表取締役 高山 卓也

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成31年3月8日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糸島市志摩芥屋字浜616番1及び616番2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市城南区別府一丁目7番17-2号
緒方 諒使、緒方 那里

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成31年3月8日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
大牟田市新港町1番167及び1番204
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
久留米市宮ノ陣五丁目21番27号
株式会社木村建設運輸
代表取締役 木村 修一

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第42号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、国民民主党福岡県第2区総支部（平成27年分については民主党福岡県第2区総支部、平成28年分及び平成29年分については民進党福岡県第2区総支部）、ふじの哲司後援会、国民民主党福岡県第5区総支部（平成29年分については民進党福岡県第5区総支部）、森ひろあきを支える会及び中島健三後援会の会計責任者から修正の報告があったので、同法第20条第1項の規定に基づき公表した平成27年分収支報告書の要旨（平成28年11月福岡県選挙管理委員会告示第141号）、平成28年分収支報告書の要旨（平成29年11月福岡県選挙管理委員会告示第115号）及び平成29年分収支報告書の要旨（平成30年11月福岡県選挙管理委員会告示第106号）の一部を、次のとおり改める。

平成31年3月8日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克己

平成27年分収支報告書の要旨中、民主党福岡県第2区総支部の項を次のとおり改める。

182 民主党福岡県第2区総支部 国会議員関係政治団体の区分 公職の候補者の氏名 公職の候補者に係る公職の種類 報告年月日	法第十九条の七第一項第一号 稲富 修二 衆議院議員 28.01.27 55,888,420 18,626,479 37,261,941 26,387,667	
1 収入総額 前年繰越額 本年収入額		
2 支出総額		
3 本年収入の内訳 個人の党費・会費 寄附	(757人) 27,195,122 22,995,122	1,193,000
個人分 団体分 本部又は支部から供与された交付金に係る収入 民主党本部 民主党福岡県総支部連合会 その他の収入 一件十万円未満のもの	4,200,000 8,354,478 7,000,000 1,354,478 519,341 519,341	
4 支出の内訳 経常経費 人件費 光熱水費 備品・消耗品費 事務所費 政治活動費 〔うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出〕 組織活動費 選挙関係費 機関紙誌の発行その他の事業費 宣伝事業費 調査研究費 寄附・交付金 その他の経費	15,081,249 8,615,667 250,634 1,564,556 4,650,392 11,306,418 50,175 1,404,488 1,178,000 7,643,856 7,643,856 30,554 1,017,000 32,520	
5 寄附の内訳 〔個人分〕 堺 正孝 稲富 修二 蒲池 眞澄 鶴崎 直邦 年間五万円以下のもの 〔団体分〕 〔株〕トータルメディカルサービス 〔株〕堺整骨院西	1,500,000 6,485,122 10,000,000 5,000,000 10,000 2,400,000 1,800,000	福岡市早良区 福岡市南区 福岡市東区 福岡市東区 糟屋郡新宮町 福岡市南区

平成27年分収支報告書の要旨中、ふじの哲司後援会の項を次のとおり改める。

412 ふじの哲司後援会 資金管理団体の届出をした者の氏名 資金管理団体の届出に係る公職の種類 報告年月日	藤野 哲司 指定市議福岡 28.02.05 394,815 388,815 6,000 88,100	
1 収入総額 前年繰越額 本年収入額		
2 支出総額		
3 本年収入の内訳 個人の党費・会費	(2人)	6,000
4 支出の内訳 経常経費 人件費	88,100 88,100	
5 資産等の内訳 〔借入金〕 藤野 晴正	2,000,000	

平成28年分収支報告書の要旨中、民進党福岡県第2区総支部の項を次のとおり改める。

193 民進党福岡県第2区総支部 国会議員関係政治団体の区分 公職の候補者の氏名 公職の候補者に係る公職の種類 報告年月日	法第十九条の七第一項第一号 稲富 修二 衆議院議員 29.01.27	
1 収入総額	74,733,682	
前年繰越額	29,500,753	
本年収入額	45,232,929	
2 支出総額	28,970,836	
3 本年収入の内訳		
個人の党費・会費	(720人)	1,176,000
寄附	27,040,000	
個人分	23,040,000	
団体分	4,000,000	
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	16,654,268	
民主党本部	4,500,000	
民進党本部	9,500,000	
民主党福岡県総支部連合会	1,939,000	
民進党福岡県総支部連合会	715,268	
その他の収入	362,661	
一件十万円未満のもの	362,661	
4 支出の内訳		
経常経費	14,515,844	
人件費	7,090,984	
光熱水費	172,016	
備品・消耗品費	1,786,331	
事務所費	5,466,513	
政治活動費	14,454,992	
[うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出]	61,800	
組織活動費	2,186,192	
選挙関係費	279,900	
機関紙誌の発行その他の事業費	11,856,299	
宣伝事業費	11,856,299	
調査研究費	8,761	
寄附・交付金	112,500	
その他の経費	11,340	
5 寄附の内訳		
[個人分]		
蒲池 昭子	8,000,000	福岡市東区
蒲池 眞澄	10,000,000	福岡市東区
鶴崎 直邦	5,000,000	福岡市東区
年間五万円以下のもの	40,000	
[団体分]		
(株) トータルメディカルサービス	2,200,000	糟屋郡新宮町
(株) 塚整骨院西	1,800,000	福岡市南区

平成28年分収支報告書の要旨中、ふじの哲司後援会の項を次のとおり改める。

390 ふじの哲司後援会 資金管理団体の届出をした者の氏名 資金管理団体の届出に係る公職の種類 報告年月日	藤野 哲司 指定市議福岡 29.03.08	
1 収入総額	306,715	
前年繰越額	306,715	
2 支出総額	0	
3 資産等の内訳		
[借入金]		
藤野 晴正	2,000,000	

平成29年分収支報告書の要旨中、民進党福岡県第5区総支部の項を次のとおり改める

197 民進党福岡県第5区総支部 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間 報告年月日	01.01~12.15 30.04.06	
1 収入総額	14,884,530	
前年繰越額	4,561,500	
本年収入額	10,323,030	
2 支出総額	14,573,542	
3 本年収入の内訳		
個人の党費・会費	(466人)	807,000
寄附	920,000	
個人分	840,000	
政治団体分	80,000	
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	8,596,000	
民進党福岡県総支部連合会	396,000	
民進党本部	8,200,000	
その他の収入	30	
一件十万円未満のもの	30	
4 支出の内訳		
経常経費	4,715,526	
人件費	2,342,632	
光熱水費	342,288	
備品・消耗品費	811,493	
事務所費	1,219,113	
政治活動費	9,858,016	
[うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出]	30,000	
組織活動費	1,078,857	
選挙関係費	1,884,480	
機関紙誌の発行その他の事業費	5,289,178	
機関紙誌の発行事業費	4,387,430	
宣伝事業費	901,748	
調査研究費	5,501	
寄附・交付金	760,000	
その他の経費	840,000	
5 寄附の内訳		
[個人分]		
楠田 幹人	840,000	筑紫野市
[政治団体分]		
年間五万円以下のもの	80,000	

平成29年分収支報告書の要旨中、民進党福岡県第2区総支部の項を次のとおり改める

200 民進党福岡県第2区総支部 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間 報告年月日	01.01~12.15 30.02.02	
1 収入総額	88,749,556	
前年繰越額	45,762,846	
本年収入額	42,986,710	
2 支出総額	85,990,893	
3 本年収入の内訳		
個人の党費・会費	(676人)	1,124,000
寄附	30,110,000	
個人分	25,010,000	
団体分	5,100,000	
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	10,717,476	
民進党本部	9,500,000	
民進党福岡県総支部連合会	1,217,476	
その他の収入	1,035,234	
金銭以外のものによる寄附相当分(複合機)	502,667	
金銭以外のものによる寄附相当分(車)	133,200	
一件十万円未満のもの	399,367	
4 支出の内訳		

経常経費	21,238,522	
人件費	9,067,027	
光熱水費	276,888	
備品・消耗品費	3,624,623	
事務所費	8,269,984	
政治活動費	64,752,371	
〔うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出〕	61,000	
組織活動費	2,045,190	
選挙関係費	907,135	
機関紙誌の発行その他の事業費	10,396,959	
宣伝事業費	10,396,959	
寄附・交付金	51,393,367	
その他の経費	9,720	
5 寄附の内訳		
〔個人分〕		
蒲池 眞澄	10,000,000	福岡市東区
蒲池 昭子	10,000,000	福岡市東区
鶴崎 直邦	5,000,000	福岡市東区
年間五万円以下のもの	10,000	
〔団体分〕		
(株) トータルメディカルサービス	2,000,000	糟屋郡新宮町
(株) 山田屋	2,000,000	福岡市中央区
(株) 堺整骨院西	1,100,000	福岡市南区

平成29年分収支報告書の要旨中、ふじの哲司後援会の項を次のとおり改める。

386 ふじの哲司後援会		
資金管理団体の届出をした者の氏名	藤野 哲司	
資金管理団体の届出に係る公職の種類	指定市議福岡	
報告年月日	30.02.22	
1 収入総額	306,715	
前年繰越額	306,715	
2 支出総額	0	
3 資産等の内訳		
〔借入金〕		
藤野 晴正	2,000,000	

平成29年分収支報告書の要旨中、森ひろあきを支える会の項を次のとおり改める。

453 森ひろあきを支える会		
資金管理団体の届出をした者の氏名	森 浩明	
資金管理団体の届出に係る公職の種類	指定市議北九州	
報告年月日	30.01.17	
1 収入総額	6,594,500	
前年繰越額	368,500	
本年収入額	6,226,000	
2 支出総額	5,962,207	
3 本年収入の内訳		
寄附	6,172,000	
個人分	4,072,000	
政治団体分	2,100,000	
機関紙誌の発行その他の事業による収入	54,000	
事務所賃料	54,000	
4 支出の内訳		
経常経費	3,364,518	
人件費	285,718	
光熱水費	104,282	
備品・消耗品費	1,272,176	
事務所費	1,702,342	
政治活動費	2,597,689	
組織活動費	825,286	
選挙関係費	10,000	
機関紙誌の発行その他の事業費	1,158,933	

機関紙誌の発行事業費	452,459	
宣伝事業費	706,474	
調査研究費	577,470	
寄附・交付金	26,000	
5 寄附の内訳		
〔個人分〕		
池田 繁美	120,000	北九州市八幡西区
森 浩明	2,500,000	北九州市小倉南区
中川 英成	60,000	北九州市小倉南区
山根 正勝	110,000	北九州市八幡西区
金原 ひとみ	100,000	行橋市
年間五万円以下のもの	1,182,000	
〔政治団体分〕		
森ひろあきを育てる会	2,000,000	北九州市小倉南区
組織内議員を支援し政策実現を推進する会	80,000	東京都中央区
年間五万円以下のもの	20,000	

平成29年分収支報告書の要旨中、中島健三後援会の項を次のとおり改める。

434 中島健三後援会		
報告年月日	30.01.26	
1 収入総額	170,100	
本年収入額	170,100	
2 支出総額	170,100	
3 本年収入の内訳		
寄附	170,100	
個人分	170,100	
4 支出の内訳		
政治活動費	170,100	
選挙関係費	170,100	
5 寄附の内訳		
〔個人分〕		
中島 健三	170,100	宮若市

雑報

公告

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第47条第1項の規定により、次のとおり県営住宅及び共同施設（以下「県営住宅等」という。）の管理を行うので、同条第2項の規定により公告する。

平成31年3月8日

福岡県住宅供給公社理事長 松本 悟

- 福岡県に代わって県営住宅等の管理を行う地方住宅供給公社の名称
福岡県住宅供給公社
- 福岡県に代わって管理を行う県営住宅等の名称
福岡県営住宅条例（平成9年福岡県条例第69号）第3条第2項の規定により告示する県営住宅等
- 福岡県に代わって行う県営住宅等の管理の内容

(1) 福岡県営住宅条例に規定する事務のうち次に掲げるもの

条 項	事務の内容
第4条	入居者の公募の方法に関する事務
第5条	公募の例外に関する事務
第6条第3項及び第4項	入居者の資格等に関する事務
第8条	入居の申込み及び決定に関する事務
第9条第1項及び第2項	入居者の選考等に関する事務
第10条	入居補欠者に関する事務
第11条第2項、第3項、第5項及び第6項	入居の手續に関する事務
第12条	同居の承認に関する事務
第13条	入居の承継に関する事務
第21条第3項	修繕費用の負担に関する事務
第25条	住宅を使用しないときの届出に関する事務
第27条	住宅の用途の制限に関する事務
第28条第1項及び第2項	住宅の増築等の制限に関する事務
第32条第1項及び第4項	高額所得者に対する明渡し請求に関する事務
第34条	住宅のあっせん等に関する事務
第35条第1項	期間通算に関する事務
第36条	収入状況の報告の請求等に関する事務
第40条	住宅の検査に関する事務
第41条第1項、第6項及び第7項	住宅の明渡し請求に関する事務
第53条	利用許可に関する事務
第56条	利用者の決定に関する事務
第57条	利用の手續に関する事務
第58条	利用内容の変更等に関する事務
第59条	利用許可の取消しに関する事務
第64条	駐車料等の収受に関する事務

(2) 家賃及び敷金の収納に関する事務

(3) 県営住宅等の維持管理及び修繕に関する事務

(4) 県営住宅管理人に関する事務

4 福岡県に代わって県営住宅等の管理を行う期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

正 誤

発行 年月日	公報 番号	種類	同上 番号	ページ	欄		行	備考	正	誤
					上	下				
31・2・26	4071	告示	122	6	○			表中	○ 828.1	● 808.1